香川県デジタル化推進戦略本部設置要綱(新旧)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示	すように改正する。
改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) かがわデジタル化推進戦略の総合的な企画、立案、調整等に関すること。 (2) かがわデジタル化推進戦略の推進に関すること。 略	(所掌事務) 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) かがわデジタル化推進戦略 <u>(仮称)</u> の総合的な企画、立案、調整等に 関すること。 (2) かがわデジタル化推進戦略 <u>(仮称)</u> の推進に関すること。 略
(最高デジタル責任者の設置等) 第7条 本県のデジタル化を推進するため、最高デジタル責任者(以下「CDO」という。)を置く。 2 CDOは副本部長をもって充てる。 3 CDOに事故があるときは、デジタル戦略総室長がCDOの職務を代理する。 (CDO補佐官の設置等) 第8条 CDOを専門的見地から補佐するため、CDO補佐官を置くことができる。 2 CDO補佐官については、職員以外の者を充てることができる。 3 CDO補佐官の設置に関し必要な事項は別途定める。 (事務局) 第9条 略 (雑則) 第10条 略 附則 この要綱は、令和3年12月 日から施行する。	(事務局) 第 <u>7</u> 条 本部の事務局は政策部デジタル戦略総室に置く。 略 (雑則) 第 <u>8</u> 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部 長が定める。

香川県デジタル化推進戦略本部設置要綱 (変更後)

(設置)

第1条 本県のデジタル化を推進するための機関として、香川県デジタル化推進戦略本部 (以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) かがわデジタル化推進戦略の総合的な企画、立案、調整等に関すること。
 - (2) かがわデジタル化推進戦略の推進に関すること。
 - (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者及び知事が委嘱する別表2の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長等)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部に関する事務を処理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができるものとする。

(幹事会)

第6条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置くことができる。

(最高デジタル責任者の設置等)

- 第7条 本県のデジタル化を推進するため、最高デジタル責任者(以下「CDO」という。)を置く。
- 2 CDOは副本部長をもって充てる。
- 3 CDOに事故があるときは、デジタル戦略総室長がCDOの職務を代理する。

(CDO補佐官の設置等)

- 第8条 CDOを専門的見地から補佐するため、CDO補佐官を置くことができる。
- 2 CDO補佐官については、職員以外の者を充てることができる。
- 3 CDO補佐官の設置に関し必要な事項は別途定める。

(事務局)

第9条 本部の事務局は政策部デジタル戦略総室に置く。

2 事務局長は政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課長をもって充てる。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

- この要綱は、令和3年4月6日から施行する。 附則
- この要綱は、令和3年12月 日から施行する。

	役	耶	哉	名	ı	
審		諄	Ś		監	
政	<u> </u>	钜	部	,	長	
文	化	芸	術	局	長	
総	ž	务	部	,	長	
知	事	1	` :	室	長	
危	機智	宇理	1 総	局	長	
環	境	森	林	部	長	
健	康	福	祉	部	長	
子	ども	政策	き推:	進局	長	
商	エ	労	働	部	長	
交	流	推	進	部	長	
農	政	水	産	部	長	
土	7	k_	部	,	長	
会	計	읱	i i	理	者	

別表 2

	役		職		名		
教	ζ		育			長	
数	5 多	英	本	拧	-{}	長	
病	院	事	業	管	理	者	
病	j	院		局		長	